

# ○極東國際軍事裁判速記録 第七號

亞米利加合衆國、中華民國、大不列顛北愛  
蘭聯合王國、「ソビエツ」社會主義共和國  
聯邦、濠洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、  
和蘭王國、新西蘭、印度及比律賓國

被告 荒木 貞夫 土肥原賢二  
橋本欣五郎 畑 俊六  
平沼騏一郎 廣田 弘毅  
星野 直樹 板垣征四郎  
賀屋 興宣 木戸 幸一  
木村兵太郎 小磯 國昭  
松井 石根 岡 洋右  
南 次郎 武藤 章  
永野 修身 岡 敬純  
大川 周明 大島 浩  
佐藤 賢了 重光 葵  
島田繁太郎 白鳥 敏夫  
鈴木 貞一 東郷 茂徳  
梅津美治郎 英機

○ウエツブ裁判長 總て却下されました。その  
理由は將來に宣告致します。辯護人側において  
何等か申立が、ありでせうか——それならば起  
訴狀はその儘にして置きます。それでは審判は  
これにて休廷し、さうして開廷の時期は追つて  
申渡します。

○ヴァンミーター法廷執行官 當極東國際裁判  
所はこれにて休廷致します。  
追つて裁判長の通告により開廷致します。  
午前十時十分休廷

昭和二十一年五月十七日(金曜日)  
東京都舊陸軍省內極東國際軍事裁判所法廷ニ  
於テ

午前十時五分開廷

○ウエツブ裁判長 インド代表檢察官ホール氏  
は……

訂正 裁判官

○ウエツブ裁判長 ホール氏は今朝の審議には  
御携はりになりません。

○ボーマン書記(朗讀) 米國合衆國その他の聯  
合國對被告人全體に關する申立及び追加申立、  
平沼、松岡、重光、東郷、梅津の申立に關し、  
板垣、木村、武藤、佐藤被告の裁判權に關する  
却下申立は……